# 賃貸借契約書

地方独立行政法人市立大津市民病院(以下「甲」という。)と\_\_\_\_(以下「乙」という。)との間に次の条項により電子複合機(以下「複合機」という。)の賃貸借及び消耗品等の供給に関することについて、次のとおり契約を締結する。

#### (契約の目的)

第1条 本契約は、乙が複合機を甲の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、複合機に必要な消耗品等(ただし用紙類を除く)を円滑に供給し、甲が正常な状態で複合機を利用できることを目的とする。 (契約期間)

第2条 契約期間は、令和4年7月1日から令和9年6月30日までとする。

(契約対象物件及び設置場所等)

第3条 契約対象物件及び設置場所等は、別紙のとおりとする。

(印刷料金)

第4条 甲が複合機を利用することに伴う料金(以下「印刷料金」という。)は、別紙のとおりとする。ただし、印刷料金には、取引にかかる法令所定の消費税額及び地方消費税額 (以下「消費税等」という。)は含まれていない。

### (印刷料金の請求)

第5条 乙は、毎月末日までに甲の職員の確認を受ける等の方法で確認したコピー枚数(以下「コピー枚数」という。)に、前条の印刷料金を乗じて得た額に消費税等を加算して、甲に対し請求する。

2 乙が請求する消費税等の額は、本契約に基づき乙が発行する請求書に記載する印刷料 金の合計額に法令所定の税率を乗じて得た金額とし、1円未満の端数があるときは、その 端数を切り捨てるものとする。

#### (印刷料金の支払)

第6条 甲は、前条の請求を受けたときは、その日から30日以内に印刷料金及び消費税等を乙に支払うものとする。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により印刷料金及び消費税等の支払いが遅延した場合は、乙に対して前項の規定による支払期限の翌日から支払いの日まで年2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

#### (複合機の保守)

第7条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように定期的に技術員を設置場所に派遣して点検、調整を行うものとする。

2 複合機が故障した場合は、甲の要請により、乙は直ちに技術員を派遣して修理に着手

- し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 乙の作業の実施は、乙所定の営業時間内に行う。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合は、乙は、甲に対し所定の料金を請求することができる。

(消耗品の供給)

第8条 消耗品の供給については、乙の定期的な巡回、無線送信機等による消耗品情報の送信または甲の申し出によって予備配置量の不足を知ったときに乙が行う。

(複合機、消耗品等の所有権)

- 第9条 複合機および消耗品の所有権は、乙に属し、甲は、それらを善良なる管理者の注 意義務をもって使用し、管理しなければならない。
- 2 甲は、複合機、消耗品が乙の所有であることを示す表示等を毀損する行為、複合機の 原状を変更するような行為及び消耗品等を他に流用する行為をしてはならない。ただし、 複合機の機能追加に関しては、乙の許可を得た場合、この限りではない。

(設置場所の変更)

第10条 甲は、第3条の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合、複合機の移動は、乙が行うものとする。

(複合機の移動・搬出料金)

第11条 乙は、甲の都合により複合機を移動する場合及び甲の都合により解約時に複合機を搬出する場合は、それらに要する費用を甲に対して請求することができる。契約期間満了に伴う搬出費用は乙が負担する。

(保険)

第12条 乙は、複合機に対し、乙の費用で動産総合保険を付保する。

(損害賠償)

- 第13条 乙は、甲が故意または重大な過失によって複合機に損害を与えた場合は、その 賠償を甲に対し請求することができる。
- 2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

(機密の保持)

第14条 乙は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解約および解除)

- 第15条 本契約は、原則として中途解約することはできない。ただし、やむを得ない事情により本契約を中途解約する場合には、甲・乙協議のうえ、乙は残期間に基づく未償還金額を甲に請求することができる。
- 第16条 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、文書によって通告し、本契約を解除することができる。
- 2 前項により本契約が解除された場合は、甲又は乙は、これにより蒙る相手方の損害に

ついては、ともにその責めを負わない。

(複合機、消耗品等の返還)

第17条 第2条、第15条または前条の規定により、本契約が終了し、又は解除された場合は、甲は、複合機及び消耗品等を速やかに乙に返還しなければならない。

(疑義の決定)

第18条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証明するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を 保有するものとする。

令和4年 月 日

大津市本宮二丁目 9 - 9 甲 地方独立行政法人 市立大津市民病院 理事長 北脇 城

## 別紙(第4条関係)

	項目	1枚あたりの単価
料金	モノクロ	円 銭
	カラー (コピー・プリント)	円 銭

## 別紙(第3条関係)

No.	設置場所	種類及び形式
1	医療の質・安全管理室	
2	患者相談支援室	
3	施設契約課	
4	第1医局	
5	入退院センター	
6	医事課 (事務室)	
7	総務課	
8	ER	
9	医事課 (受付カウンター)	
10	6階病棟	
11	8階病棟	
12	医事課受付A	
13	医事課受付C	
14	医事課受付D	
15	健診センター	
16	地域医療連携室	
17	本館地下1階	
18	3 B病棟	
19	5階病棟	
20	7階病棟	
21	臨床検査部	
22	診療情報管理室	
23	消化器内視鏡センター	
24	放射線部受付	
25	薬剤部	

※機器のオプション等構成については入札仕様書・仕様書別表のとおりとする。